

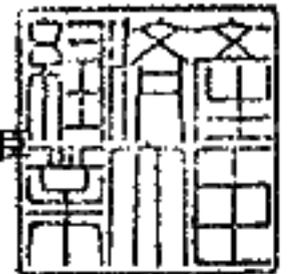
# 経済産業省

平成14・05・14原第2号

平成14年6月24日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の  
変更）について（諮問）

中部電力株式会社取締役社長 川口 文夫 から平成14年5月14日付け本原計発第1号（平成14年6月3日付け本原計発第3号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 蒸気凝縮系の機能を削除する

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

- (1) 蒸気凝縮系の機能を削除する

これが我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本工事に必要とされる資金は、自己資金等により調達される計画であり、申請者にはその経理的基礎があるものと認められる。